

スーパーファンド・グリーン・ジャパン

ケイマン籍 オープンエンド契約型 外国投資信託(円建て、米ドル建て)



SUPERFUND
THE FUTURE OF INVESTING

【管理会社】スーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッド

管理会社はスーパーファンド・グリーン・ジャパン(以下「当ファンド」と表記)の管理及び投資運用の指図を行います。また、管理会社は当ファンドの受益証券の発行者としても行為します。

【受託会社】ハーニーズ・トラスティーズ(ケイマン)リミテッド

受託会社は信託証書に従って当ファンドの受託業務を行います。

- この投資信託説明書(交付目論見書)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条及び第15条第2項の規定に基づく目論見書です。
- 当ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(当ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書、以下「請求目論見書」と表記)が必要な場合は、販売会社又は販売取次会社にご請求いただければ、当該販売会社又は販売取次会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- この交付目論見書により行う当ファンドの受益証券の募集について、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2015年6月26日に関東財務局長に提出しており、2015年6月27日にその届出の効力が生じております。
- EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容及び訂正の有無等はWEBサイト(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)(ファンドコードは「G07554」です。)でもご覧いただけます。
- 当ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。

管理会社等の情報

■ 関係法人

管理会社

管理会社であるスーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッドは、当ファンドの管理及び投資運用の指図を行います。

管理会社は、2004年10月8日にケイマン諸島の会社法(その後の改正を含みます。)に基づいて設立された投資運用会社です。管理会社の授権資本の総額は、50,000,000円です。

また、管理会社は、受益証券の発行者としても行います。

受託会社

ハーニーズ・トラスティーズ(ケイマン)リミテッドは、管理会社及び受託会社との間の信託証書(ケイマン諸島の法律に準拠します。)に従って当ファンドの受託会社を務めます。受託会社は管理会社、事務管理会社及び販売会社に一定の職務を委託することができます。

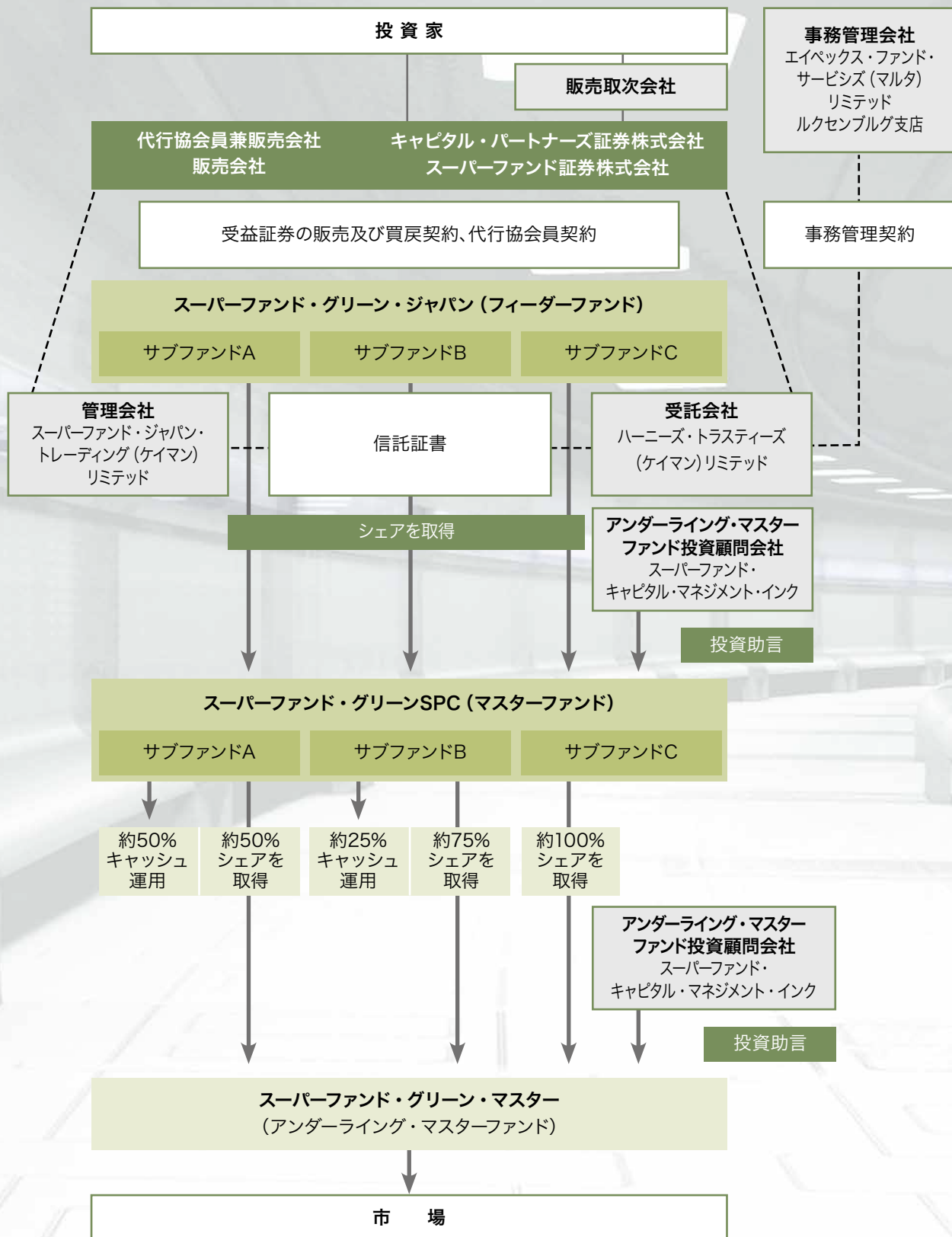
事務管理会社

エイペックス・ファンド・サービス(マルタ)リミテッド ルクセンブルグ支店は、同社と受託会社との間の事務管理契約に従って、当ファンドの事務管理会社として、当ファンドの純資産価額の計算、決済業務、会計及びその他の財務関連業務、並びに当ファンドの運営管理に必要となるその他の各種業務を行います。

販売会社及び代行協会員

販売会社であるキャピタル・パートナーズ証券株式会社及びスーパーファンド証券株式会社は、当ファンド及び受益証券の販売業務並びに当ファンドに関する一般的な問い合わせに対応します。販売会社は、当ファンド及び受益証券の販売業務並びに当ファンドに関する一般的な問い合わせへの対応について責任を有する1社以上の販売取次会社(以下「販売取次会社」と表記)を随時任命することができます。当ファンドの管理会社は、キャピタル・パートナーズ証券株式会社を、日本における受益証券の募集に関する代行協会員として選任しています。

スーパーファンド・グリーン・日本の運用ストラクチャーと関係法人



ファンドの目的・特色

■ファンドの目的

当ファンドの目的は、証券市場の動静から独立した投資形態をそれぞれの投資家に提供することであり、そのような投資形態を通じて、長期的な投資元本増価による平均を上回る収益の確保を目指します。

■ファンドの特色

投資対象

当ファンドの運用において、当ファンドの3つのサブファンドA,B,C（それぞれ円建て及び米ドル建てがあります。）の資産は管理会社により運用され、管理会社は各サブファンドの資産のすべてをスーパーファンド・グリーンSPC（以下「マスターファンド」と表記）のシェア（株式）に投資します。マスターファンドは、ケイマン諸島における分別ポートフォリオを運用する適用免除有限責任会社（exempted limited liability company）として登録され、投資会社としての活動を行うものであって投資以外の事業は行っていません。

マスターファンドの3つのサブファンドA,B,C（それぞれ円建て及び米ドル建てがあります。）は、それぞれの資産の一定割合（サブファンドAは約50%、Bは約75%、Cは約100%）をスーパーファンド・グリーン・マスター（以下「アンダーライング・マスターファンド」と表記）の株式（円建て及び米ドル建てがあります。）に投資し、残りの資産をキャッシュ運用（預貯金、短期金融市場証券、米国財務省債券、各国市場の上場債券、OECD加盟国やEU機関の発行する公債などへの投資）に割り当てます。

アンダーライング・マスターファンドの主な投資対象は取引所に上場された各種金融先物及び商品先物等となります。

本書の投資対象、投資方針、投資制限、及び運用体制等の説明は、当ファンドの大部分の資産が直接的または間接的に投資されるマスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドに関する言及を含みます。

投資方針

アンダーライング・マスターファンドは、スーパーファンド・キャピタル・マネジメント・インク（以下「アンダーライング・マスターファンド投資顧問会社」と表記）の投資助言に基づき、アンダーライング・マスターファンド投資顧問会社が随時選定するトレーディング・ソフトウェアを使用したトレーディング・シグナル（以下「取引システム」と表記）に基づいて投資活動を行います。

マスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドは、投資機会を活かし、最新のトレーディング戦略を利用する予定であるため、将来の運用について、現時点で既定されたものではなく、またいかなる制限を受けるものでもありません。アンダーライング・マスターファンド投資顧問会社は、アンダーライング・マスターファンドが上場先物及び店頭デリバティブ（為替予約を含みます。）の取引においてレバレッジを用いることにより高い収益が見込めると判断したときに、レバレッジを利用することがあります。

取引システムは、下記の4つの基本方針に基づく投資運用を行います。

■ 独自のテクニカル分析

先物市場のヒストリカル・データと多岐に渡る独自のテクニカル指標に基づき、高い収益機会をもたらす可能性のある価格パターン（トレンド）を見つけ出します。これらのトレンドに基づき、取引システムが自動的に売買注文を決定します。

■ トレンド・フォロワー戦略

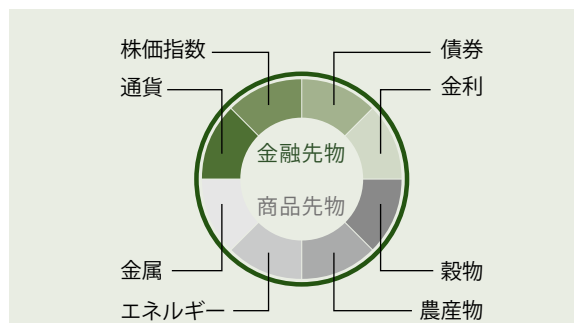
取引システムは「トレンド追従（順張り）原則」に基づいています。トレンドの周期は数日間（短期）から数ヶ月間（中長期）と様々ですが、明確なトレンドが続く限り、価格の上昇パターンまたは下降パターンに追従して収益を得ることを目指します。

■ 厳格なリスク管理

取引システムに組み込まれた厳格な取引ルールに基づき、取引に関する意思決定から人間の感情移入による誤算を排除します。個々の取引ポジションの金額を制限し、損失を早期に切り捨てます。各取引の初期リスクの上限を分別ポートフォリオの資産の一定割合に事前に設定し、リスク量を毎日継続的に監視します。

■ 分散投資

世界中の流動性の高い金融先物市場及び商品先物市場を取引対象として、買いポジションと売りポジションの両方を使用した分散投資を行います。このような分散投資により、相互に独立した動きを示す数多くの異なる先物市場にリスクを分散させることを目指します。



上記は単なる概念図です。実際の分散投資比率は、市場の状況に応じて継続的に調整されます。

■ 運用体制

当ファンドは管理会社により運用され、管理会社は取締役により運営されています。管理会社の取締役は当ファンドの運営の全体的な管理を調整する義務を負い、当ファンドのすべての資産についてマスターファンドへの投資を監督し、必要な範囲において、当ファンドによるマスターファンドへの投資についてマスターファンドの投資顧問会社と連絡をとります。

■ 投資制限

当ファンドの管理会社は、日本証券業協会が制定した日本における外国投資信託受益証券の販売に関する選別基準を遵守します。

■ 配分方針

現段階では分配を行う予定はありません。但し、管理会社はその裁量で分配を決定する権利を留保しています。

投資リスク

当ファンドは価格変動性を伴う金融商品です。当ファンドは、マスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドへの投資を通じて、実質的には主として金融先物市場及び商品先物市場に上場された金融先物及び商品先物に投資しますので、これらの先物価格変動により、当ファンドの1口当たりの純資産価額が**投資元本を割り込む場合があります、さらには投資元本の全額が失われる可能性も否定できません。当ファンドの運用による損益は、すべて投資家(受益権者)の皆様に帰属します。投資信託は金融機関の預金と異なり、預金保険の対象ではありません。**

投資リスクの詳細については、請求目論見書を販売会社にご請求いただき、その内容をお読みいただくか、EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ <http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)に開示された2015年6月26日提出の当ファンドの有価証券届出書(ファンドコード「G07554」)をご覧ください。

■主なリスク要因

当ファンドの主なリスク要因は下記の通りです。これらのリスク要因は、当ファンドは資産の最大100%がマスターファンドに投資され、マスターファンドの資産の最大100%がアンダーライング・マスターファンドに投資されるという運用構造であることから、主としてアンダーライング・マスターファンドの主たるリスク要因に基づいて記述されています。

■価格変動リスク

金融先物価格は、参照する金融指標(株価指数、債券、通貨、金利等)の種類により具体的な変動要因は異なりますが、企業業績・財務状況、金利水準、為替水準、金融商品取引所における需給、政治・経済情勢などの変化等様々な要因により変動します。

商品先物価格は、個別の品目により具体的な変動要因は異なりますが、商品先物取引所における需給、天候、農業生産、技術開発、貿易動向、政治的・経済的事由等様々な要因により変動します。

このような先物価格の変動を受けて、当ファンドの純資産価額が短期的または長期的に大きく下落し損失が生じるおそれがあります。

■デリバティブ商品(金融派生商品、金融先物・商品先物が含まれます。)にかかる一般的なリスク上記の価格変動リスクに加えて、次のようなデリバティブ商品にかかるリスクがあります。

[レバレッジリスク]

デリバティブ取引は一般的に証拠金取引で差金決済(一部現物決済の取引もある。)により行われます。証拠金取引では、証拠金額の数倍から数十倍の取引が可能となることから、より高い収益や資金効率を得られる可能性がある反面、当該資産がポジションと逆の動きとなった場合の損失も大きくなるため、リスクが高いといえます。

[クレジットリスク]

デリバティブその他の取引(契約)は、取引の相手方の財政その他の理由により契約の不履行が発生した場合、取引そのものが有益であったかを問わず、損失を生じさせるおそれがあります。

■金利リスク

当ファンドはマスターファンドレベルで公社債等によりキャッシュ運用を行う場合があります。金利が下落すると、公社債の利息や空売りの手取金から受け取るべき収入が減少する可能性があります。また公社債の価格は、一般的に金利が上昇した場合には下落します。当ファンドはこの金利変動の影響を受けて純資産価額が下落し、損失が生じるおそれがあります。

■ 信用リスク

当ファンドはマスターファンドレベルで公社債によりキャッシュ運用を行う場合があります。組入公社債の発行体及び信用補完等を提供している者の経営・財務状況の変化、及びそれらに関する外部評価の変化等により、発行者が毎期の利息を支払えなくなったり、償還が予定通りに行われなかったりすることで、純資産価額に損失が生じるおそれがあります。当ファンドはこの信用状況の変化の影響を受けて純資産価額が下落し、損失が生じるおそれがあります。

■ 為替リスク

当ファンドのサブファンドは円建て及び米ドル建てです。その資産はそれぞれ対応するマスターファンドの円建て及び米ドル建てのサブファンドに投資され、さらにその資産の一部または全部がアンダーライニング・マスターファンドのクラスEマスター株式(円建て株式)またはアンダーライニング・マスターファンドのクラスBマスター株式(米ドル建て株式)に投資されます。

マスターファンドは円建て及び米ドル建てですが、その資産(アンダーライニング・マスターファンドの株式に投資されていないもの)を、円または米ドル以外の外貨建資産に投資する場合があります。マスターファンドの各サブファンドで建通貨以外の外貨建資産に投資した場合、当該外貨の各サブファンドの建通貨に対する為替レートが建通貨高方向に変動した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

アンダーライニング・マスターファンドは円建て及び米ドル建てですが、その資産を、円もしくは米ドル以外の外貨建資産に投資する場合があります。アンダーライニング・マスターファンドで建通貨以外の外貨建資産に投資した場合、当該外貨の建通貨に対する為替レートが建通貨高方向に変動した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

また、当ファンドの各サブファンドの米ドル建てクラスに投資された場合には、米ドルの円に対する為替レートの変動の影響を受けて、米ドルの円に対する為替レートが円高方向に変動した場合には損失が生じ、投資元本を割込むことがあります。

その他の留意点

当ファンドの申込み及び買戻請求に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ規定)が適用されません(申込みの撤回や買戻請求の取消しはできません。)

リスクに関する管理体制

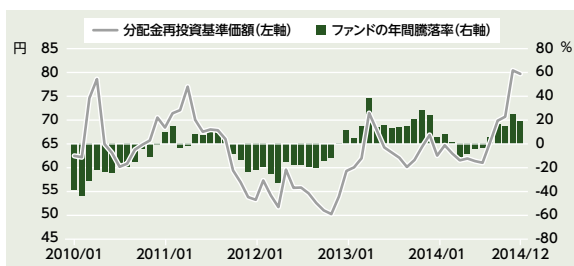
取引システムに組み込まれた厳格な取引ルールに基づき、取引に関する意思決定から人間の感情移入による誤算を排除します。個々の取引ポジションの金額を制限し、損失を早期に切り捨てます。各取引の初期リスクの上限を分別ポートフォリオの資産の一定割合に事前に設定し、リスク量を毎日継続的に監視します。

投資リスク

■ 参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

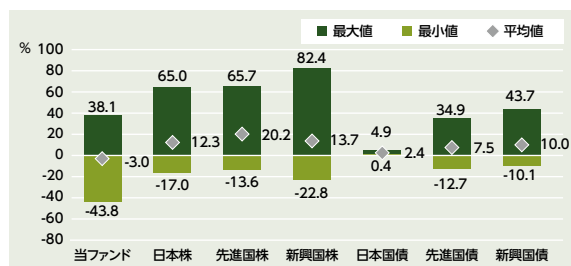
ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資1口当たり純資産価額の推移



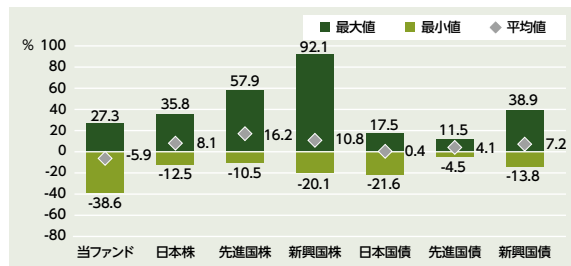
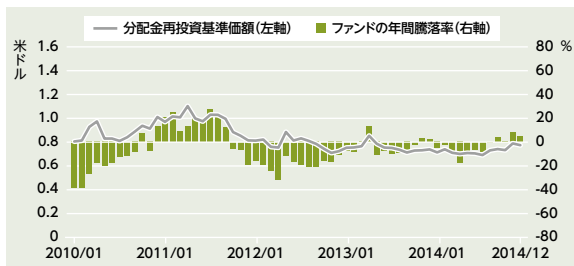
ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスのリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

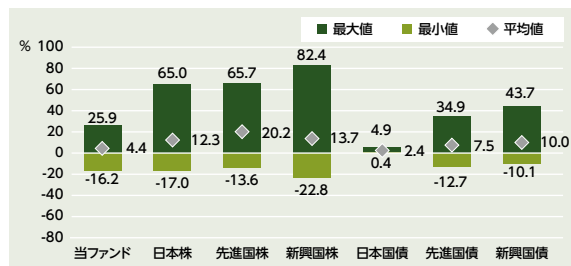
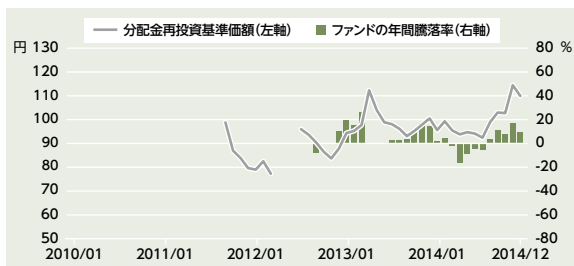
■ サブファンドA 円建てクラス (2010年1月～2014年12月)



■ サブファンドA 米ドル建てクラス (2010年1月～2014年12月)



■ サブファンドA 円ヘッジ有クラス (2010年1月(ファンドは2011年9月)～2014年12月)



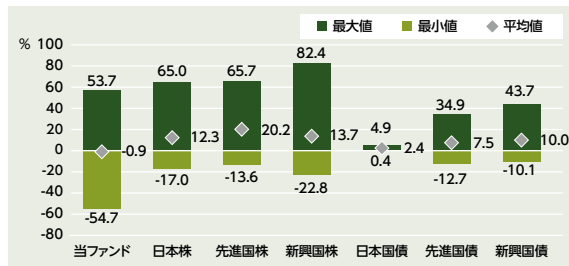
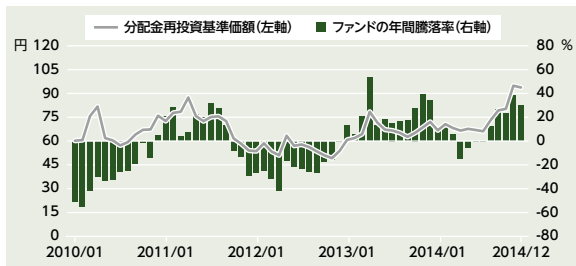
*分配金再投資1口当たり純資産価額は分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算されており、実際の1口当たり純資産価額と異なる場合があります。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

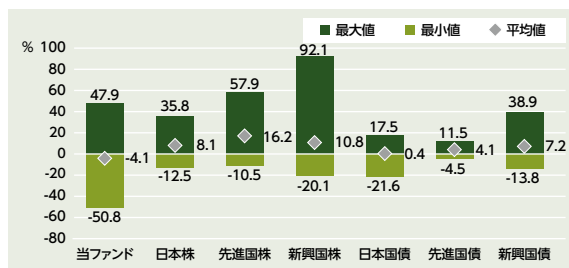
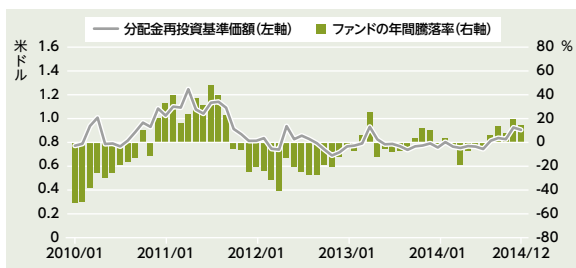
*2010年1月から2014年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値をファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

当ファンドのサブファンドAの円建て及び米ドル建てクラスの各シリーズのうち、運用期間が最も長い当初シリーズの推移を示しています。また、円ヘッジ有クラスの各シリーズのうち、実際に運用された第35シリーズ及び第39シリーズの推移を示しています。

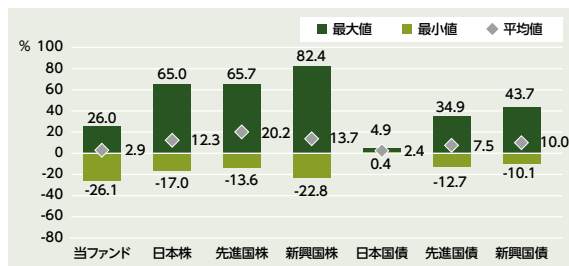
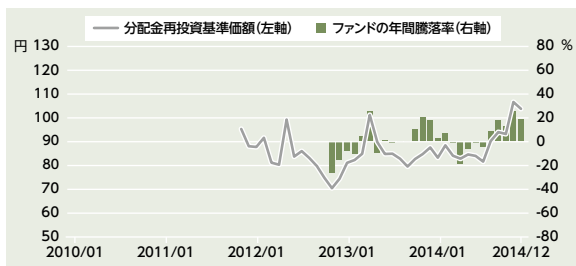
■ サブファンドB 円建てクラス (2010年1月～2014年12月)



■ サブファンドB 米ドル建てクラス (2010年1月～2014年12月)



■ サブファンドB 円ヘッジ有クラス (2010年1月(ファンドは2011年11月)～2014年12月)



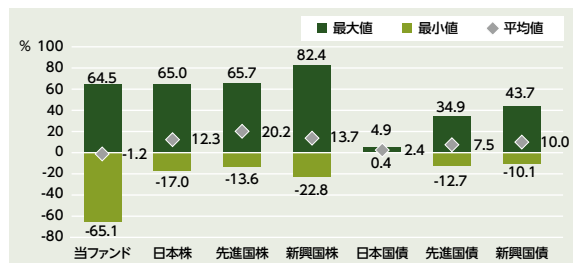
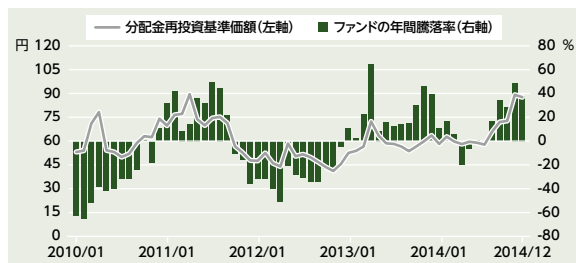
*分配金再投資1口当たり純資産価額は分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算されており、実際の1口当たり純資産価額と異なる場合があります。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
*2010年1月から2014年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値をファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

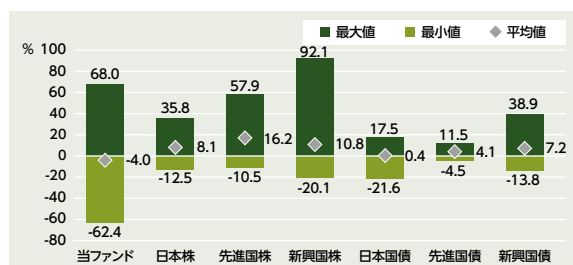
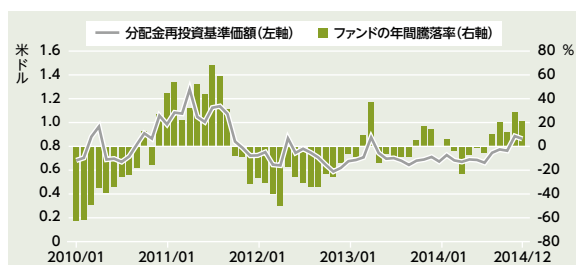
当ファンドのサブファンドBの円建て及び米ドル建てクラスの各シリーズのうち、運用期間が最も長い当初シリーズの推移を示しています。また、円ヘッジ有クラスの各シリーズのうち、実際に運用された第35シリーズの推移を示しています。

投資リスク

■ サブファンドC 円建てクラス (2010年1月～2014年12月)



■ サブファンドC 米ドル建てクラス (2010年1月～2014年12月)



*分配金再投資1口当たり純資産価額は分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算されており、実際の1口当たり純資産価額と異なる場合があります。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
*2010年1月から2014年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値をファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

当ファンドのサブファンドCの円建て及び米ドル建てクラスの各シリーズのうち、運用期間が最も長い当初シリーズの推移を示しています。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の1口当たり純資産価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※ファンドの年間騰落率は、設定から1年未満の時点では算出されません。

○ 各資産クラスの指数

サブファンドA 円建てクラス/サブファンドA 円ヘッジ有クラス/サブファンドB 円建てクラス/サブファンドB 円ヘッジ有クラス/サブファンドC 円建てクラスは、以下の指数を使用しています。

- 日本株……東証株価指数 (TOPIX) (配当込)
 - 先進国株……MSCI-KOKUSAI指数 (配当込) (円ベース)
 - 新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込) (円ベース)
 - 日本国債……シティ日本国債インデックス (円ベース)
 - 先進国債……シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし) (円ベース)
 - 新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド
- ※新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより円換算しています。

サブファンドA 米ドル建てクラス/サブファンドC 米ドル建てクラスは、以下の指数を使用しています。

- 日本株……東証株価指数 (TOPIX) (配当込)
 - 先進国株……MSCI-KOKUSAI指数 (配当込) (米ドルベース)
 - 新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込) (米ドルベース)
 - 日本国債……シティ日本国債インデックス (米ドルベース)
 - 先進国債……シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし) (米ドルベース)
 - 新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (米ドルベース)
- ※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

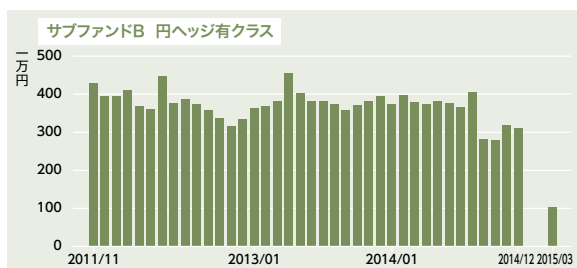
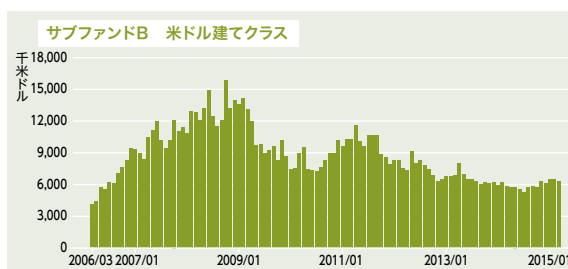
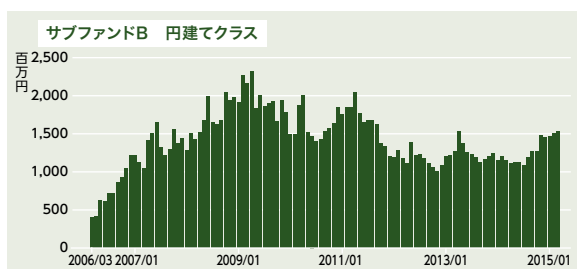
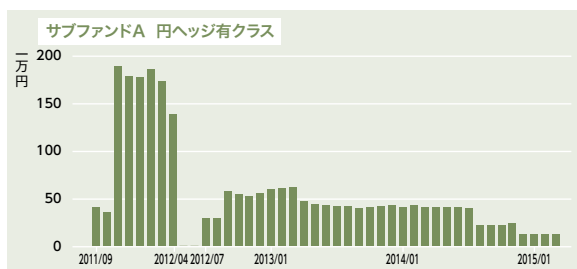
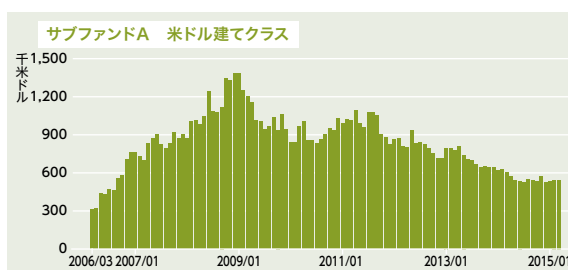
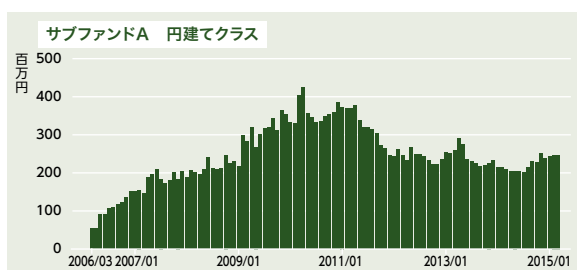
運用実績

以下は当ファンドの受益証券の運用実績です。この運用実績は2015年3月31日現在及び過去のものであり、今後の運用成果を示唆又は保証するものではありません。

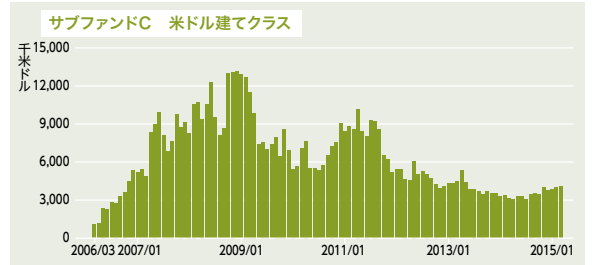
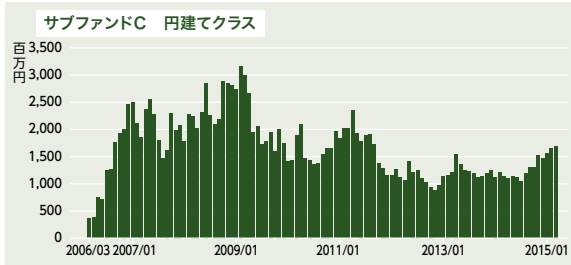
■ 純資産の推移 (期間：2006年3月1日～2015年3月31日)

(1) 純資産総額の推移

当ファンドのサブファンドA,B,Cの円建てクラス及び米ドル建てクラス並びにサブファンドA,Bの円ヘッジ有クラスの純資産総額(全シリーズの合計額)の推移を下記のグラフに示します。

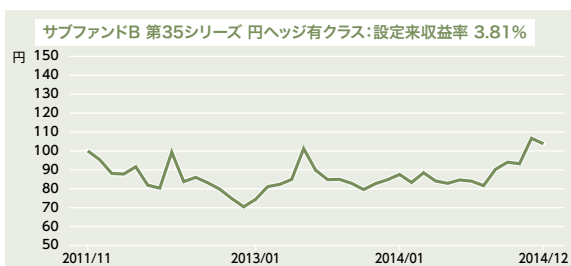
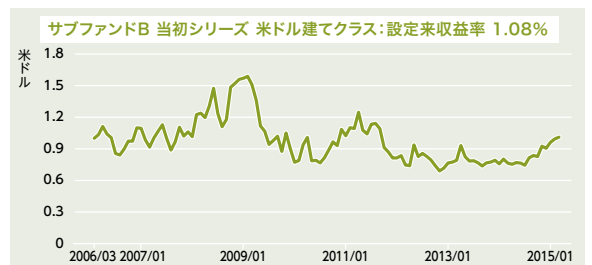
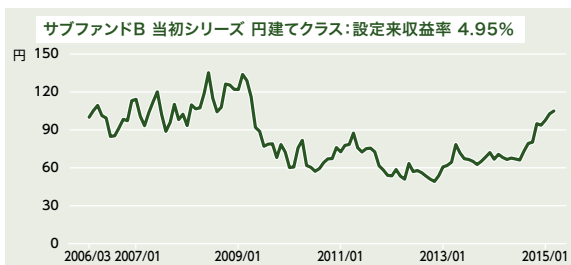
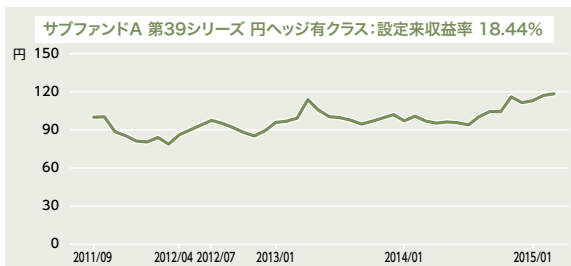
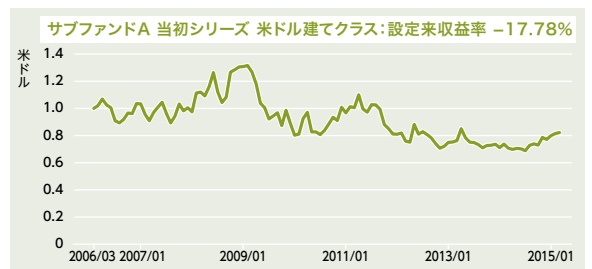
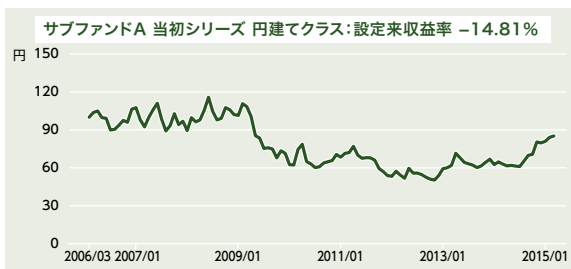


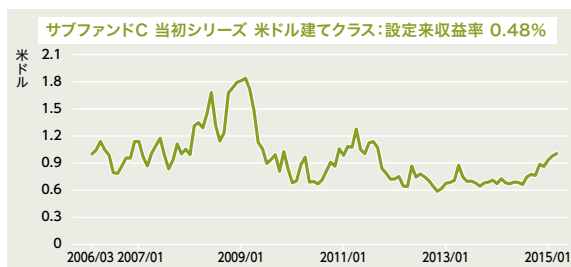
運用実績



(2) 1口当たりの純資産額の推移

当ファンドのサブファンドA,B,Cの円建てクラス及び米ドル建てクラス並びにサブファンドA,Bの円ヘッジ有クラスの各シリーズのうち、運用期間が最も長い下記シリーズの1口当たり純資産額の推移を下記のグラフに示します。





■ 分配の推移

該当ありません。

■ 主要な資産の状況

(2015年3月31日現在)

サブ ファンド	発行地	銘柄	業種	数量	金額(簿価) 米ドル(円)	金額(時価) 米ドル(円)	投資 比率
サブ ファンド A	ケイマン 諸島	スーパーファンド・グリーン SPCの株式(クラスA(米ドル) 及びクラスA(円)株式)	分別 ポートフォリオ 会社	272,173.9865	2,790,000 (346,629,600)	2,600,345 (323,066,863)	100%
					単価 10,2508 (1,274)	単価 9,5540 (1,187)	
サブ ファンド B	ケイマン 諸島	スーパーファンド・グリーン SPCの株式(クラスB(米ドル) 及びクラスB(円)株式)	分別 ポートフォリオ 会社	1,949,731.6333	20,044,402 (2,490,316,504)	19,011,667 (2,362,009,508)	100%
					単価 10,2806 (1,277)	単価 9,7509 (1,211)	
サブ ファンド C	ケイマン 諸島	スーパーファンド・グリーン SPCの株式 (クラスC(米ドル)株式)	分別 ポートフォリオ 会社	2,319,903.1000	18,460,979 (2,293,592,031)	18,148,138 (2,254,724,661)	100%
					単価 7,9576 (989)	単価 7,8228 (972)	

(注)為替レート 1米ドル = 124.24円

運用実績

■ 収益率の推移

当ファンドのサブファンドA,B,Cの円建てクラス及び米ドル建てクラス並びにサブファンドA,Bの円ヘッジ有クラスの各シリーズのうち、運用期間が最も長い下記シリーズの収益率の推移を下記の表に示します。

■ サブファンドA

シリーズ	クラス	2006年3月1日～ 2006年12月31日	2007年1月1日～ 2007年12月31日	2008年1月1日～ 2008年12月31日	2009年1月1日～ 2009年12月31日	2010年1月1日～ 2010年12月31日	2011年1月1日～ 2011年12月31日
当初	円建てクラス	6.36%	-8.97%	5.40%	-29.99%	-1.29%	-23.68%
	米ドル建てクラス	3.58%	-2.98%	29.91%	-31.78%	13.19%	-19.49%
39	円ヘッジ有クラス	-	-	-	-	-	-18.82%
シリーズ	クラス	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年1月1日～ 2013年12月31日	2014年1月1日～ 2014年12月31日			
当初	円建てクラス	0.20%	23.97%	19.19%			
	米ドル建てクラス	-11.16%	2.11%	4.79%			
39	円ヘッジ有クラス	-2.89%	14.19%	11.48%			

■ サブファンドB

シリーズ	クラス	2006年3月1日～ 2006年12月31日	2007年1月1日～ 2007年12月31日	2008年1月1日～ 2008年12月31日	2009年1月1日～ 2009年12月31日	2010年1月1日～ 2010年12月31日	2011年1月1日～ 2011年12月31日
当初	円建てクラス	13.06%	-9.45%	19.23%	-40.68%	4.94%	-28.89%
	米ドル建てクラス	9.93%	-3.48%	46.95%	-42.20%	20.34%	-25.02%
35	円ヘッジ有クラス	-	-	-	-	-	-11.90%
シリーズ	クラス	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年1月1日～ 2013年12月31日	2014年1月1日～ 2014年12月31日			
当初	円建てクラス	-0.54%	34.05%	30.10%			
	米ドル建てクラス	-11.85%	10.42%	14.39%			
35	円ヘッジ有クラス	-15.52%	17.67%	3.81%			

■ サブファンドC

シリーズ	クラス	2006年3月1日～ 2006年12月31日	2007年1月1日～ 2007年12月31日	2008年1月1日～ 2008年12月31日	2009年1月1日～ 2009年12月31日	2010年1月1日～ 2010年12月31日	2011年1月1日～ 2011年12月31日
当初	円建てクラス	17.04%	-13.13%	38.00%	-52.25%	10.60%	-35.42%
	米ドル建てクラス	13.88%	-7.42%	70.09%	-53.48%	26.82%	-31.76%
シリーズ	クラス	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年1月1日～ 2013年12月31日	2014年1月1日～ 2014年12月31日			
当初	円建てクラス	-4.74%	39.43%	37.95%			
	米ドル建てクラス	-14.24%	14.86%	21.28%			

手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入単位	サブファンド	円建てクラス/米ドル建てクラス/円ヘッジ有クラス	
	サブファンドA	1,000口 (100,000円または1,000米ドル相当) 以上100口単位	
	サブファンドB	10,000口 (1,000,000円または10,000米ドル相当) 以上100口単位	
	サブファンドC	100,000口 (10,000,000円または100,000米ドル相当) 以上100口単位	
購入価額	円建てクラス	米ドル建てクラス	円ヘッジ有クラス
	1口100円	1口1米ドル	1口100円
各シリーズの受益証券は、上記と同じ発行価格で発行されます。			
購入代金	<p>投資者は、各申込期間において特定のシリーズの受益証券を購入するにあたり、該当する評価日（各申込期間の終期が属する暦月の最後のマスターファンド営業日）より1ファンド営業日前の日までに申込金を販売会社に支払うものとします。</p>		
換金（買戻）単位	1口単位		
換金（買戻）価額	<p>受益証券1口当たりの買戻価額は、買戻日（各暦月の最後のファンド営業日）の受益証券1口当たりの純資産額です。</p>		
換金（買戻）請求	<p>受益権者は、販売会社または販売取次会社に対して、買戻日（各暦月の最後のファンド営業日）の「1ファンド営業日+1本邦営業日」前までに通知することにより、当該買戻日に保有する受益証券のすべてまたは一部の買戻しを請求できます。</p>		
換金（買戻）代金	<p>日本における買戻しの約定日は、販売会社が事務管理会社から取引計算書及び適用される買戻し価格を同日の正午（東京時間）までに受領して確認した日です。買戻し金は、販売会社または販売取次会社が約定日（同日を含みます。）から4本邦営業日以内に受益権者に支払います。</p>		
申込締切期日	<p>投資者は、各申込期間において特定のシリーズの受益証券を購入するにあたり、該当各申込期間中の本邦営業日に販売会社または販売取次会社に申込みをする必要があります。</p>		
購入の申込期間	シリーズ	申込期間	
	第58シリーズ	2015年6月27日～2015年8月26日	
	第59シリーズ	2015年8月27日～2015年10月28日	
	第60シリーズ	2015年10月29日～2015年12月24日	
	第61シリーズ	2015年12月25日～2016年2月25日	
	第62シリーズ	2016年2月26日～2016年4月26日	
第63シリーズ	2016年4月27日～2016年6月28日		
換金（買戻）制限	<p>管理会社は、すべての受益権者の利益を保護するために、1以上のクラスにおける買戻可能受益証券総数、または特定の買戻日に買い戻される可能性のあるサブファンドに関する各クラスにおける買戻可能受益証券総数を、発行済の当該クラスの各受益証券の純資産価額総額の20%に相当する数まで制限することができます。</p>		
購入・換金（買戻）申込受付の中止及び取消し	<p>管理会社は、以下のいずれかの場合には、一時的に受益証券の買戻し及び純資産価額の計算を停止することができます。</p> <p>(a) 関連するサブファンドの投資について相場が決定される証券取引所または商品取引所が通常の休業日または週末以外で閉鎖されている場合及び取引が制限または停止された場合。</p> <p>(b) 関連するサブファンドによる投資対象の処分が、合理的に実行不可能であるまたは買戻しをしていないサブファンドの受益権者を害する可能性があるとして受託会社が考える事象が発生している場合。</p> <p>(c) 関連するサブファンドの投資対象の価格もしくは価値または前述した証券取引所もしくは商品取引所における時価につき、これらの決定に通常用いられる通信手段に支障が生じている場合。</p> <p>(d) 資金移動または投資対象の取得に伴う換金を通常の為替レートで行うことができないと受託会社が判断した場合。</p> <p>(e) マスターファンドまたはアンダーライニング・マスターファンドが純資産価額の計算及び当ファンドもしくはマスターファンド（場合により）が投資している株式の買戻しの制限を宣言した場合</p>		

手続・手数料等

■ 参考情報

信託期間	信託設定日は2005年11月28日、償還日は設定日から150年後です。		
繰上償還	該当事項はありません。		
決算日	毎年12月31日		
収益分配	現段階では分配を行う予定はありません。但し、管理会社はその裁量で分配を決定する権利を留保しています。		
信託金の限度額	各シリーズにつき500億円、合計3,000億円を限度とする。		
運用報告書	管理会社は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法第198号）に基づいて、当ファンドの計算期間の末日後速やかに当ファンドの資産に関する事項を記載した交付運用報告書を作成し、日本における代理人を通じて金融庁長官に提出します。交付運用報告書は、日本の知れている受益権者に交付されます。		
課税上の取扱い	課税上は公募外国投信として取り扱われます。以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります（法人の場合は、下記とは異なります）。また、当ファンドは少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAの取扱いの有無については、お取引先の販売会社または販売取次会社に、ご確認下さい。		
	時期	項目	税金
	換金（買戻し）時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税。換金（買戻し）時の差益（譲渡益）に対して20.315%
その他	当ファンドの受益証券の申込みを行う投資者は、販売会社または販売取次会社と外国証券の取扱いに関する契約を締結します。このため、販売会社または販売取次会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。		

- ファンド営業日：土曜日、日曜日以外の東京、英国、ニューヨーク及びケイマン諸島における通常の銀行営業日をいいます。
- 本邦営業日：土曜日、日曜日以外の東京における通常の銀行営業日をいいます。
- マスターファンド営業日：土曜日、日曜日以外のニューヨーク、ロンドン及びケイマン諸島における通常の銀行営業日をいいます。
- 管理会社と受託会社及び事務管理会社の協議・裁量により、受託会社は各シリーズを特定のシリーズに統合する場合があります。管理会社は2015年11月1日付でシリーズ統合を行う予定です。
- 販売会社及び販売取次会社は、いずれのクラスまたはシリーズを自らが取扱うのかを選択する権利を留保しており、各クラスまたは各シリーズの中には、販売会社及び販売取次会社が申込みを受け付けないものもあり得ます。

■ ファンドの費用・手数料等

スーパーファンド・グリーン・ジャパン(当ファンド)のレベルにおける手数料及び報酬等

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料 (申込手数料)	申込金額に上限 5.40% (税抜 5%)の申込手数料率を乗じた額	金融商品販売時における、投資家に対する資料提供及び説明、受発注取次事務、約定及び受渡し関連事務・連絡等の役務に対する費用・報酬	
換金(買戻) 手数料	受益証券の買戻請求が当初の申込時から12ヶ月以内になされた場合または強制買戻しが当ファンドによってなされた場合、当ファンドより当該買戻しを請求された受益者に対して、管理会社の裁量により、換金(買戻)価額の2%相当の換金(買戻)手数料が課される場合があります。この場合、課金された手数料相当額は当ファンドの資産として留保されます。	投資家が保有するファンド資産の買い戻し手続きを行うにあたり、換金のための資金をファンドから捻出するためにコストが発生した場合、その金額に対する負担	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
管理会社報酬	純資産価額の 年率0.1%	受託会社、事務管理会社及びカस्टディアンその他の者との間のやりとり、当ファンドの活動に関連する契約の管理、申込及び償還を含む投資活動の運用管理の対価	
受託会社報酬	各サブファンドにつき、年間7,333.33米ドル	信託証書に従って行う当ファンドの受託業務に対する報酬	
事務管理報酬	当ファンドの事務管理及び振替代行報酬	サブファンドAは、年間6,000米ドル サブファンドB及びCは、年間9,600米ドル	各評価日における純資産価額の計算、受益権者名簿の管理、締結された申込に係る契約及び申込の受領並びに処理、電磁的方法による受益証券の発行証明及び保有報告書の作成並びに送付などの役務の対価
	年次報告書及び監査手配報酬	各サブファンドにつき年間400米ドル	関連する規制に則した年次財務諸表(監査済み)の作成及びその補助の対価
代行協会員報酬	純資産価額の 年率0.5%	日本の法令及び日本証券業協会の規則に従い、受益者への目論見書や財務書類を送付し、純資産価額を公表する等の業務に対する報酬	

手続・手数料等

スーパーファンド・グリーンSPC (マスターファンド)のレベルにおける手数料及び報酬等

管理報酬	純資産価額の年率3.0%	アンダーライング・マスターファンドの投資管理を行うことへの対価
成功報酬	純資産価額の増加額のうち、サブファンドAは20%、サブファンドBは25%、サブファンドCは30% (但し、ハイウォーターマーク方式を適用)	ハイウォーターマークを超えるプラスのパフォーマンスに対する報酬
販売会社報酬	販売会社が申込みを取り扱った受益証券の純資産価額の年率1.8%	販売の手配を行うことへの対価
事務管理報酬	マスターファンドのサブファンドAにつき年間6,400米ドル マスターファンドのサブファンドB及びCにつき年間10,000米ドル 上記に合わせ、以下の年間報酬 アンダーライング・マスターファンドの純資産価額に対し、5,000万米ドルまでについてはアンダーライング・マスターファンドの純資産価額に対して0.06% 5,000万米ドル以上1億米ドル以下については0.035% 1億米ドル以上については0.01%年間報酬 (但し、最低額は各四半期27,500米ドル)	各評価日における純資産価額の計算、受益権者名簿の管理、締結された申込に係る契約及び申込の受領並びに処理、電磁的方法による受益証券の発行証明及び保有報告書の作成並びに送付などの役務の対価
	登録事務所料	年間1,400米ドル
その他の費用	<ul style="list-style-type: none"> 取引手数料・目論見書等の作成、印刷費用 弁護士費用 (ファンドにかかる契約書類の作成業務、目論見書等の開示・届出資料作成業務、監督当局への届出に関する業務、及びこれらに付随する業務の対価) 監査費用 (ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価) 税金等 上記のその他の費用等は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率もしくは上限額を示すことができません。	

マスターファンドからアンダーライング・マスターファンドへの投資に関して、アンダーライング・マスターファンドのレベルで徴収される重要な報酬等はありません。

●手数料及び報酬等の合計額について：当ファンドの投資家が支払う各種手数料及び報酬等の合計額及びその上限額については、申込みがなされ、当ファンドの純資産価額が算出されるまで確定しないことから、本目論見書においては記載することができません。

手数料及び報酬等の詳細については、請求目論見書を販売会社にご請求いただき、その内容をお読みいただくか、EDINET (金融庁の開示書類閲覧ホームページ <http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>) に開示された有価証券届出書 (ファンドコード「G07554」) をご覧いただき、ご確認ください。

当ファンドの申込み及び買戻請求に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定 (いわゆるクーリングオフ規定) が適用されません (締切期日を過ぎての申込みの撤回や買戻請求の取消しはできません。)

MEMO

